

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続き開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 平成 29 年 3 月 10 日付け 28 建政技第 285 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 平成 29 年 3 月 10 日付け 28 建政技第 286 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名及び業務箇所

業務名：平成 30 年度 春近発電所大規模改修工事に伴う環境影響評価業務（第 1 期）

業務箇所：伊那市東春近

(2) 業務の目的

本業務は、昭和 33 年に運転開始した春近発電所の大規模改修に伴う環境影響評価の内、配慮書の手続き、方法書の作成、猛禽類調査（1 年目）を行う。

(3) 業務の内容

ア 配慮書の作成及び手続き

(ア) 配慮書の作成

a 事業特性の把握

事業の概要等について事業計画等の資料を収集整理し、事業特性としてとりまとめる。

b 地域特性の把握

地域の自然的状況及び社会的状況等について必要な資料を収集整理し、地域概況として取りまとめる。

c 対象計画の整理

対象計画について位置や規模等の複数案について、比較し、情報の収集、整理を行う。

d 調査、予測、評価項目、手法の選定

事業の特性や地域の特性を踏まえて、環境影響評価を実施する項目、手法を選定する。

e 文献調査の実施

抽出した項目と各項目の調査、予測及び評価の手法を踏まえて、文献調査を実施し、本事業の各計画案に対する予測、評価が行えるようとりまとめる。

f 予測、評価

抽出した環境影響評価項目と文献調査の結果を踏まえて、予測、評価を実施する。また、各項目について環境影響を比較した結果を整理する。

(イ) 事前協議

作成した配慮書案について、公告縦覧を前提に長野県及び関係機関との協議を実施する。

(ウ) 技術委員会対応

配慮書の内容や配慮書縦覧時の住民からの意見に対する事業者の見解案を整理し、それらの結果を踏まえて、長野県環境影響評価技術委員会の資料を作成し、委員会の開催補助を行う。

イ 猛禽類調査

(ア) 現地調査

現地調査は、定点観察法により実施し、猛禽類の飛翔軌跡を記録する。

調査時期は、1 営巣期とする。

(イ) 調査結果とりまとめ

現地調査で得られたデータの整理を行い、出現種リスト、飛翔図等にとりまとめる。

ウ 方法書（案）の作成

(ア) 環境影響評価項目の選定

事業特性、地域特性を踏まえて、環境影響評価項目を選定する。選定にあたっては選定の理由及び選定しない理由を明確に示すものとする。

(イ) 調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価の手法を示す。

(4) 既設発電所概要

①運転開始年月日：昭和 33 年 7 月 14 日

②発電方式：水路式

③最大出力：23,600kW

④最大使用水量：19.00 m³/s

⑤最大有効落差：151.8m

⑥水圧鉄管：亘長 514.1m、管径 3.2~2.6m

(5) 技術提案を求める具体的内容

ア 最適な調査計画、予測、評価項目、手法の選定に関する提案

イ 水力発電所の大規模改修に係る環境影響評価の事業特性を把握し、調査計画等の業務全体に関する提案

ウ 水力発電所及び地域特性を理解し、方法書作成までの工程短縮に関する提案

(6) 履行期限

契約の日から平成 31 年 10 月 31 日「債務負担行為設定済」

(7) 業務実施上の要件

ア 業務に当たっては、長野県建設部「長野県設計業務等共通仕様書」を遵守すること。

イ 業務の打合せには管理技術者が出席すること。

ウ 業務遂行のために必要となる資料等については、監督職員に貸出を申し出た上、借用書を提出して貸与を受けること。また、貸与を受けた資料等を他に貸与すること、これらにより知り得た情報を他に公表することは一切してはならない。

(8) 成果品

詳細は電子納品に係る実施要領による他、紙媒体として 1 部提出する。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、「建設環境部門」を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく登録（建設環境部門）のある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (8) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (9) 同種または類似の業務の実績を有すること。
- (10) 当該業務の実施体制
 - ア 配置予定の管理技術者は、技術士 建設部門（建設環境）又は環境部門の資格を有すること。
 - イ 配置予定の照査技術者は、技術士 総合技術管理部門（科目指定なし）、技術士 建設部門（建設環境）又は技術士環境部門の資格を有することとし、管理技術者との兼務不可とする。
 - ウ 業務の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。
- (11) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (12) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

 - ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - オ 事業協同組合とその構成員

- (13)「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（１）から（１２）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式２号による

(2) 参加要件資料の作成様式

様式３号による

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規定による登録状況を記載すること。

イ 同種または類似の業務の実績

(ア) 環境影響評価法又は都道府県・政令指定都市の環境基本条例に基づく配慮書及び手続きの実績を有すること。ただし、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 15 年 4 月 1 日から掲示の日の前日までに完了した業務が該当する。また、長野県での環境影響評価の手続き実績、水力発電所及びダム事業での環境影響評価の手続き実績も併せて記入する、

(イ)「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。

ウ 前掲ア、イについては、これを証する資格証・契約書の写しを添付すること。

エ 当該業務の実施体制

(ア) 配置予定の管理技術者、照査技術者（兼務不可）について記載すること。

(イ) 登録通知及び資格証の写しを添付すること。

(イ) 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・照会先

〒 3 9 6 - 0 0 1 4

長野県伊那市狐島 3 8 0 2 - 2

長野県企業局南信発電管理事務所 管理課

電話 0265-72-6121（直通） F A X 0265-78-8050

E メール nanhatsu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成 30 年 9 月 3 日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 提出場所 3（４）に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（４）の担当課に確認すること。なお、郵送の場合は提出期限までに到達したものに限り有効とする。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント登録規程等の登録状況	・登録されているか
2 配置予定の管理技術者	・管理技術者の状況	・配置予定者は適当か
3 同種業務の実績	・同種または類似業務の内容	・同種業務の実績があるか
4 再委託または技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か（当該業務の主要部分を再委託することにならないか） ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか） ・技術協力を求める先の選択は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として該当しなかった者に対しては、該当しなかった旨及びその理由を書面（以下、「非該当理由書」という）により、長野県企業局南信発電管理事務所長から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という）を含まない。）に、書面（様式自由）により長野県企業局南信発電管理事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

ウ 非該当理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、時間及び方法並びに回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び休日を除く。）

(ウ) 受付方法 原則としてFAXまたはメールによる。なお、到達したことを電話で3(4)の担当課に確認すること。また、請求書面（A4版）には、回答を受ける担当者、電話番号及びFAX番号またはメールアドレスを併記すること。

(エ) 回答方法 原則としてFAXまたはメールによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとする。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

(イ) 主な業務経歴は、掲示の日から15年以内に完成した業務を対象とする。

(ロ) プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済み」と記載すること。

イ 技術者動員計画

技術者の職種区分は適宜設定し、必要人員を計上すること。

ウ 技術提案

技術提案は、簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、業務経歴及び同種業務の実績については、これを証する契約書、資格者証等の写しを添付すること。

オ 業務に係る費用とその内訳、積算内容が判るように記載すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ

イ 受付期間 平成30年9月4日(火)まで

(受付時間は午前9時から午後5時まで。土曜、日曜及び休日を除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメールとする。

エ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とし、質問者に対してFAXまたはメールにより回答する。

・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所、提出部数及び方法

ア 提出期限 平成30年9月10日(月)

(土曜、日曜及び休日を除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当課に確認すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア ヒアリング予定日 平成30年9月18日(火)(予定)

イ ヒアリング場所等 長野県企業局南信発電管理事務所(詳細については別途連絡する。)

各社 30 分程度を予定（提出者数により変更あり）

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表は、契約締結後公表するものとする。（ただし、業者名は特定した業者名のみ公表）

評価項目	評価事項		配点	評価の視点
1 基本事項 (企業実績)	・業務実績		10	・長野県での環境影響評価の手続きの実績
				・水力発電所、ダムでの環境影響評価の 手続きの実績
2 配置予定 の技術者の 資格等	管理技術者	・資格	12	・当該業務の実施に必要な専門分野の資格 を有しているか
		・業務経歴		・豊富な業務経験を有しているか
		・同種業務または 類似の実績		・当該業務の内容に近い業務があるか
		・手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があ るか
	照査技術者	・資格	5	・当該業務の実施に必要な専門分野の資格 を有しているか
		・業務経歴		・豊富な業務経験を有しているか
		・手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があ るか
	担当技術者	・資格	8	・当該業務の実施に必要な専門分野の資格 を有しているか
		・同種業務または 類似の実績		・当該業務の内容に近い業務があるか
・手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があ るか		
3 費用	・費用の妥当性		15	・当該業務を実施するのに妥当なものとな っているか

4 技術提案の内容	個別審査	・技術提案の的確性		10	・求められている技術提案を的確に理解しており検討が十分な内容となっているか
		・最適な調査計画、予測、評価項目、手法の選定に関する提案	独創性	15	・工学的知見に基づく新しい提案であるか
			適合性及び実現性		・説得力があり実現性を裏付ける手法・方法の実績などが明示されている提案であるか
			特殊性		・業務の難易度や特性に応じた適切な検討手法の提案があるか
・水力発電所の大規模改修の事業特性を理解し、調査計画等の業務全体に関する提案	整合性	5	・水力発電所の大規模改修計画を理解（過去に基本設計、詳細設計等の実績）し、大規模改修が周辺地域の環境に与える影響について、調査計画、予測、評価項目、手法の選定が確実に反映された提案であるか		
・水力発電所及び地域特性を理解し、方法書作成までの工程短縮に関する提案	地域特性	10	・既往検討結果や関連する技術基準等に基づく検討手法の提案があり、当該地域の地域特性を踏まえた調査予測評価における留意点その対応・対策の方法を踏まえた有効性の高い提案であるか		
	工期		・環境影響評価全体の工程を考慮しながら方法書作成までの工程短縮の提案があるか		
5 技術者の技術力及び意欲	・プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断		5	・業務に対する理解度、技術提案の表現力、説明の明確さ、業務に対する意欲が高いか	
6 費用と技術提案の整合性			5	・技術提案の内容が優れ、かつ技術者動員計画及び費用に見合ったものとなっているか	

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県企業局南信発電管理事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を締結する。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及びその理由（非特定理由）を書面により、長野県企業局南信発電管理事務所長から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面（様式自由）により長野県企業局南信発電管理事務所長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 非特定理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、時間及び方法並びに回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び休日を除く。）

(ウ) 受付方法 原則としてFAXまたはメールによる。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。また、請求書面（A4版）には、回答を受ける担当者、電話番号及びFAX番号またはメールアドレスを併記すること。

(エ) 回答方法 原則としてFAXまたはメールによる。

(10) 業務予算額 概ね想定する業務規模

本業務で想定している予算額 27,000千円（税込）

(11) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却しない。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

5 その他

(1) 契約書の作成を要すること。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(4)に同じ。

(3) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更できない。

(5) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。

(6) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができる。